

医療法人 讃生会 訪問リハビリテーション しらかば

利用料金表（介護保険による訪問リハビリテーション）

（令和 8 年 6 月 1 日現在）

基本サービス費と加算 ※加算料金については該当される場合のみの算定となります。

	単位	1割負担	2割負担	3割負担
訪問リハビリテーション費 1回あたり20分以上で1週に6回を限度。要介護者。 ※退院(所)日から起算して3月以内の利用者は1週に12回までご利用可能と定められています。	20分の場合 308 単位	308 円	616 円	1848 円
	40分の場合 616 単位	616 円	1232 円	3696 円
介護予防訪問リハビリテーション費 1回あたり20分以上で1週に6回を限度。要支援者。 ※退院(所)日から起算して3月以内の利用者は1週に12回までご利用可能と定められています。	20分の場合 298 単位	298 円	596 円	1788 円
	40分の場合 596 単位	596 円	1192 円	3576 円
介護予防訪問リハビリテーション12月超減算 利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に介護予防リハビリテーションを行った場合は減算。 ただし3月に1回はリハビリ会議を開催し、利用者の状況を構成員と共有、状態の変化に応じてリハビリ計画書の見直し、また、リハビリデータを定期的に厚生労働省へ提出し、必要な情報を活用することで減算は行わないこととされている。	20分の場合 -30 単位	-30 円	-60 円	-180 円
	40分の場合 -60 単位	-60 円	-120 円	-360 円
事業所医師診療未実施減算 事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に関わる診療を行はなかった場合は減算。	20分の場合 -50 単位	-50 円	-100 円	-300 円
	40分の場合 -100 単位	-100 円	-200 円	-600 円
サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 7年以上勤続の職員を配置している場合。	6 単位/回	6 円	12 円	36 円
サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 3年以上勤続の職員を配置している場合。	3 単位/回	3 円	6 円	18 円
リハビリテーションマネジメント加算(イ) リハビリ会議を開催し、利用者情報を構成員と共有し、 リハビリ専門職がリハビリ計画書の内容を説明、同意を得るとともに医師に報告。	180 単位/月	180 円	360 円	1080 円
リハビリテーションマネジメント加算(ロ) (イ)の要件に加え、リハビリ計画書等の情報を厚生労働省に提出。	213 単位/月	213 円	426 円	1278 円
リハビリテーション実施計画書を事業所の医師が説明 加算(イ)又は(ロ)に加え270単位を加算	270 単位/月	270 円	540 円	1620 円
短期集中リハビリテーション実施加算 退院(所)日または新規認定有効期間開始日から3月以内 おおむね2日以上、1回40分以上実施した場合	200 単位/日	200 円	400 円	1200 円
認知症短期集中リハビリテーション実施加算 退院(所)日または新規認定有効期間開始日から3月以内 1週に2日を限度。要介護者のみ。	240 単位/日	240 円	480 円	1440 円
移行支援加算 終了後の情報を介護支援専門員から情報提供を受けることや、等事業所の訪問リハビリを利用終了し 社旗参加等を支援した利用者の占める割合が5%を超えるなど厚生労働大臣が定める基準に適合する場合。 要介護者のみ。	17 単位/日	17 円	34 円	102 円
口腔連携強化加算 口腔内の状態を評価し、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し当該評価の結果を情報提供した場合 ※1月に1回を限度	50 単位/回	50 円	100 円	300 円
退院時共同指導加算 理学療法士等が医療機関の退院前カンファレンスに参加し、 在宅でのリハビリテーションに必要な指導を共同して行った場合。 ※当該退院につき1回に限る	600 単位/回	600 円	1200 円	3600 円

※令和 8 年 6 月 1 日より介護職員処遇改善加算を取得

要介護者（1 割負担の場合） 20 分 1 回につき+4.62 円（308×1.5%）

要支援者（1 割負担の場合） 20 分 1 回につき+4.47 円（298×1.5%）

◆ 症状の悪化などにより一時的に頻回な訪問リハビリテーションが必要になった場合は、医療保険の取り扱いになります。

- (※1) サービス提供体制強化加算は、厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け出た（介護予防）訪問リハビリテーション事業所が、利用者に対し、訪問リハビリテーションを行った場合に算定します。
- (※2) 短期集中リハビリテーション加算は、利用者に対して集中的に訪問リハビリテーションを行うことが身体等の機能回復に効果的であると事業所の医師が判断した場合に基本報酬に加算して算定します。
- (※3) 社会参加支援加算は、利用者の社会参加に資する質の高い訪問リハビリテーションを提供している事業所が訪問リハビリテーションを提供した場合に基本報酬に加算し算定します。
- (※4) リハビリテーションマネジメント加算は、質の高いサービスの提供のために多職種が共同して行なう一連の取り組み（リハビリテーションマネジメント）を実施した場合に基本報酬に加算し算定します。

・その他の費用

日常生活訓練時の住宅設備や治療器具等の電力および食材料費、衛生材料費等の利用者が負担する事が適当と認められる費用については必要に応じて実費負担や提供をして頂きます。

また、利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には、実費を負担いただきます。

複写物の交付	実費料金 30 円
--------	-----------

通常の事業の実施地域を超えてサービスの提供を行った場合の交通費については、通常の訪問実施地域を超える場合、一律 500 円を交通費として頂きます。

移動手段	負担していただく交通費
自動車	(※1) 通常の訪問実施地域外の場合 一律 500 円

(※1) 通常の訪問実施地域：網走市内